

諮問番号：平成28年度諮問第25号
答申番号：平成28年度答申第26号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

次の事情を顧みずになされた原処分（特別児童扶養手当資格喪失処分）は、違法、不当である。

(1) 裸足歩行が可能とされているが、可能ではない。

(2) W/C (W/C (Wheel / Chair (車イス)) をトイレを意味するWC (Water Closet) と誤認して記載したものと解される。) については、設備が整っておらず、車イスでは行けないため、先生による介助で行っている。

(3) 約半年の入院生活中、車イスをずっと使用して生活する状態であって、決して歩行が可能ではない。

2 処分庁の主張の要旨

障害の認定は、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、その原因、諸症状、治療及びその症状の経過、具体的な日常生活状況等により総合的に認定されることとされており、このように障害の認定が同診断書に基づき行うこととされている趣旨は、医学的・専門的見地から手当認定対象児童を診断し、障害の認定の適正性を確保するためである。

主治医が対象児童について作成した同診断書（以下「本件診断書」という。）によると、裸足での歩行やW/C (Wheel / Chair (車イス)) での自走が可能となっており、前記1の(1)から(3)までのとおり判断することはできないし、裸足歩行や車イスで介助を必要としているとしても、「関節可動域」に強直肢位がなく、「筋力」も「著減又は喪失」ではないこと等、総合的に判断し、特別児童扶養手当障害程度認定基準（認定基準）にいう2級の要件を満たしているとはいえない。

第3 審理員意見書の要旨

1 対象児童の障害の状態について評価すれば、認定基準に該当しないことは明らかであって、原処分は、こうした対象児童の障害の状態について、本件診断書に基づき、処分庁の嘱託医師の審査判定も得て総合的に判断した上で行われており、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法、不当な点は認められない。

2 審査請求人は、対象児童に係る個別の事情を挙げ、そうした事情を顧みずになされた原処分は、違法、不当であると主張している。

しかしながら、審査請求人の主張する事情のうち、対象児童は歩行が可能ではないことについては、本件診断書の記載内容に反するものであって、障害の程度の認定が、本件診断書の記載内容によって行われるものである以上、その記載内容に反するものへの考慮がなされていないことをもって、原処分を違法、不当ということとはできない。

また、審査請求人の主張する事情のうち、トイレについては設備が整ってお

らず、車イスでは行けないため、先生による介助で行っていることについては、本件診断書に何ら記載がないものであって、前記のとおり、障害の程度の認定が、本件診断書の記載内容によって行われるものである以上、本件診断書に記載のないものへの考慮がなされていないことをもって、原処分を違法、不当とすることはできない。

- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成29年1月24日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年2月2日の審査会において、調査審議した。

審査会は、同日、同法第81条第3項において準用する同法第74条に基づく調査を開始し、その結果などを踏まえ、同月13日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

特別児童扶養手当の支給に係る下肢の機能障害による障害の認定は、医学的・専門的見地から、その適正性を確保するため、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、現在の状態、医学的な原因及び経過、予後等並びに日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度等を十分勘案しながら、その認定基準に照らし、総合的に判断するものとされており、具体的には、同診断書に基づいて処分庁の嘱託医師が行った障害判定結果を受けて、処分庁が行うこととなる。

そこで本件診断書をみると、対象児童の両下肢に強直肢位は認められず、他動可動域にも制限がなく、筋力もやや減とされるにとどまるほか、独歩も可能とされ、日常生活における動作の障害程度をみても、「一人では全くできない」及び「一人でできるが非常に不自由」とされる動作は、限定的であった。

また、審査会は、審査請求の趣旨を踏まえ、対象児童の日常生活における動作のうち、歩行に関わる動作の状態について特に調査権を行使したところ、主治医からは、リハビリにより状態が良くなり、本件診断書作成時点において、おおむね独歩が可能であった旨の回答が得られている。

こうした事実関係からすると、下肢の機能障害に係る認定基準に照らし、総合的にみた場合に、対象児童を障害非該当とした嘱託医師の判定とそれを受けて原処分を行った処分庁の判断には、いずれも違法、不当な点は認められないというべきである。

したがって、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点は認められないし、審理員の審理手続をみても、必要に応じて質問権を行使するなど、適正なものとして認められ、これを踏まえて本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員(会長)	岸	本	太	樹
委員	中	原		猛
委員	八	代	眞	由美